

平成 30 年 第 1 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 1 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 1 月 19 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 1 月 19 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 30 年 1 月 19 日 午前 10 時 40 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一		18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 13 番	白坂 正治	席番 14 番	福岡 裕幸		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	桑迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	大野		
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 5 号 非農地証明願の承認について 議案第 6 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 7 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につ いて 議案第 9 号 農業委員の辞任に伴う同意について</p>
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	山下	<p>ただいまから、平成30年第1回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番13番、白坂委員と、席番14番、福岡委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、吉松委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3件、一緒をお願いします。</p>
委員	吉松	<p>会長から依頼のありました〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんのあっせんにつきましては、〇〇さんと親子関係にありまして〇〇さんが代理人となっておりますので一括して報告をさせていただきます。</p> <p>12月の報告で、面積が大きいことと希望価格が高いということからあっせん活動が難航していることを報告しましたが、その後も小園委員とあっせん活動を続けてまいりました。現在2つの農業生産法人にこの3件分をまとめて購入してほしいということで打診をしております。話がまとまりそうな感じでございますので、近日中にあっせんが成立するのではないかと感触も受けております。</p> <p>今後も引き続きあっせん活動を続けていきたいと思っております。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>先月の総会であっせん依頼のありました〇〇さんの畑で3筆になるわけですが、なかなか買い手がいない状況です。引き続き、あっせん活動を続けていきたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	上野	12月に依頼を受けた鹿屋市にお住まいの〇〇さんの分ですが、現在、交渉中でございます。来月は、成立するのではないかと思います。終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、中村委員の報告をお願いいたします。
委員	中村	先月、あっせんの依頼のありました〇〇さんの分ですが、現在、畑の方はめどがついているのですが、水田の方がなかなか値段の折り合いがつかせておりませんので、引き続き活動を続けたいと思います。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	それでは、あっせん成立の報告をいたします。4ページの資料をご確認いただきたいと思います。 1番の〇〇さん分でございます。畑2筆で面積は2,508㎡と2,124㎡で、譲受者が志布志町安楽〇〇番地〇株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。あっせん成立日は、1月12日、売買価格が90万円ということで成立いたしましたので報告いたします。終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、前迫委員の報告をお願いいたします。 2件、一緒をお願いします。
委員	前迫	あっせんが成立いたしましたので報告をいたします。 総会資料の4ページに示してあるとおりでございます、2番と3番でございます。両方とも請け人は一緒でございます、〇〇さんでございます。この方には、2.5ヘクタール程の経営をされておりました、認定農業者でありまして、作物につきましては、原料用のいも、白菜等を作付けされております専業農家でございます。問題ないものと思われまます。 価格につきましては、2番の〇〇さんの7筆8,618㎡分が70万円、3番の〇〇さん4,439㎡分が65万円ということで決定をいたしております。以上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、諏訪委員の報告をお願いいたします。
委員	諏訪	それでは、あっせんが成立いたしましたので、ご報告をさせていただきます。〇〇さんの分ですが、水田で面積が2筆3,021㎡で、譲受人は志布

	<p>志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんでございます。あっせんの成立日は1月11日でございます。〇〇さんは、大規模な農家でございます。価格は、全部で155万円でした。あっせん委員は、原田純一委員と2人で行ないました。以上、報告を終わります。</p>
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>
	<p>次に、大迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員 大迫	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p>
	<p>4ページの5番に示してあります〇〇さん畑2筆7153㎡ですが、譲受人は松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。認定農業者でもございます。夫婦で、50頭の和牛と水稻を生産されています。</p>
	<p>あっせん成立日が、1月5日、価格は、10アール当たり20万円でございます。あっせん委員は、谷口委員と私大迫でございます。報告を終わります。</p>
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>
	<p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p>
	<p>12月28日、市役所仕事納め式に出席いたしました。</p>
	<p>1月4日、志布志市成人式が志布志市文化会館で開催されました。新成人256人が出席いたしました。</p>
	<p>次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
	<p>今回は、8件の申請でございます。</p>
	<p>まず、6ページ、番号1番を審議いたします。</p>
	<p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査 大野	<p>はい議長、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の番号1番について説明申し上げます。</p>
	<p>議案書は、6ページです。</p>
	<p>まず、譲渡人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん84歳で、譲受人は同じく曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん55歳です。</p>
	<p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で1,499㎡です。</p>
	<p>〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p>
	<p>今回の申請地の場所でございますが、県道塗木大隅線を泰野から新橋方向</p>

		<p>に進みますと右手に半下石建設があります。そこから都城方向に2 km 進んでいくと原口商店があります。そこから北東方向に1 km 進んだ末吉町塚にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料2 ページののとおりでございます。申請地には飼料を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は自宅から1 km との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号1番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号2番を審議いたします。
		事務局の説明をお願いします。
主任主査	大野	<p>はい議長、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の番号2番について説明申し上げます。</p> <p>議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん 88 歳で、譲受人は同じく曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん 63 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で2,015 m²と田が1筆で7.02 m²です。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんの親子間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、有明町原田の高井田公民館から南西方向に300m進んだところに畑が1筆、北西方向に500m進んだところに田が1筆にあります。</p>

		<p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページののとおりでございますが、甘藷を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は自宅から700m車で5分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号2番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。
		次に、番号3番を審議いたします。
		吉松委員説明をお願いいたします。
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、番号3番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。お二人は叔母、甥の関係にあります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、国道220号線、安楽橋の東側にあるコンビニエンスストアセブンイレブンと安楽川との間にある、市道安楽中園線を上流に約100メートル行った右側にあります。譲受人の〇〇さん宅からは5分程の距離にあります。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、現在、水稻を栽培しており、申請地にも水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>大型機械はリースや委託を利用しておられます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ

		<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場		
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号4番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、番号4番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん90歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん58歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、大迫橋から市役所方面に県道を上がって行きますと上門の水田地帯にはありますがその町境の所に墓がございます。その手前を南の方に行った3枚目の田になります。</p> <p>〇〇さんの住まいから2分の所にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で甘藷、水稻を栽培しており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、甘藷ハーベスタ等保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号5番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p>

委員	小園	<p>会長より依頼のありました、番号5番について報告をいたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県延岡市富美山町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。場所ですけど、志布志町の中山信商店があります。それを、松山方面から見ますと、左に約200メートル進んだ左手の土地でございます。〇〇さんの自宅からは、約1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、菜種、麦、水稻等を栽培されておりました、申請地には菜種と麦を作付けするとのことございました。</p> <p>また、トラクター2台、コンバイン1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	(なし)	
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	(異議なし)	
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号6番を審議いたします。</p> <p>青山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	青山	<p>会長より依頼のありました、議案第1号、番号6及び番号7を報告いたします。</p> <p>まず、番号6でございます。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、場所につきましては、広域農道沿いのJAあおぞらの伊崎田地区茶処理加工施設を有明大橋方面へ200メートル進んだ左側の畑でございます。</p> <p>〇〇さんご本人宅からは、車で約10分のところがございます。</p>

		<p>〇〇さんは、配偶者である奥さんと娘さんとの3人で水稲、甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8ページ、番号7番を審議いたします。</p> <p>同じく、青山委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	青山	<p>次に、番号7番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどと同じく志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりでございますが、場所は、県道志布志有明線沿いの有明郵便局を伊崎田方面へ500メートル行くと交差点がございます。その交差点を直進し、150メートル行つた所の左側の畑でございます。</p> <p>〇〇さん本人宅からは、車で約15分のところにおいでございます。</p> <p>先ほどもご説明いたしましたか、〇〇さんは、配偶者である奥さんと娘さんとの3人で水稲、甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ござ</p>

		<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場		
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号8番を審議いたします。</p> <p>原田委員説明をお願いいたします。</p>
委員	原田	<p>会長より依頼のありました、番号8番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。〇〇さんと〇〇さんは親子関係であり、贈与・受贈になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、宇都中学校より東へ100メートル行った左側の水田でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、お母さんと2人で水稻、甘藷を主に栽培されており申請地には水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、トラクター1台、草刈機、田植機、軽トラック等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意</p>

委員 南	<p>見についてを議題といたします。</p> <p>10 ページ、番号 1 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、南委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号、番号 1 番について報告いたします。</p> <p>資料は 5 頁から 7 頁でございます。</p> <p>調査日は 1 月 9 日、調査委員は立山委員、萩迫委員と私、事務局 1 名と農政課の担当 1 名でございました。</p> <p>申請人は、鹿屋市打馬〇丁目〇〇番〇号〇〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、中央広域農道の片平交差点を東へ 150 メートル進み、北へ 50 メートルの所でございます。</p> <p>変更後の用途ですが一般住宅を建設するとのことでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側は公衆用道路でございます。生活排水につきましては、公共下水へ、汚水については、西側農道の側溝に流すとのことでございます。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむをえないと意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 2 番を 審議いたします。</p>

<p>委員 南</p>	<p>同じく、現地を調査された、南委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第2号、番号2番についてご報告いたします。</p> <p>資料は8頁から10頁でございます。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は立山委員、萩迫委員と私と事務局より1名、農政課の担当1名でございました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町原田〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は、〇〇さんでございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、広域農道沿いにあるラーメン秀を南へ約1キロメートル進み、そこを西へ100メートルのところでございます。</p> <p>変更後の用途は農業用施設で、ここには、倉庫、車庫、資材置場を建設するとのことでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側、南側、西側は公衆用道路です。</p> <p>申請地の農地区分は、農地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能ということでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分を変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号3番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立山委員の 報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 立山</p>	<p>議案第2号、番号3番についてご報告いたします。</p> <p>別紙資料は11頁から13頁になります。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は南委員、萩迫委員と私と事務局から1名、</p>

農政課から1名が同席されました。

申請人は、曾於郡大崎町假宿〇〇番地〇〇〇住宅〇〇号室の〇〇さんです。

立会人は、〇〇さん本人でした。

申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

場所は、有明町のグリーンロード沿いにあります曾於地区森林組合の前を伊崎田方面へ200メートルぐらい行き、最初の三文字を左に入った右手の畑になります。

変更後の用途は農家住宅と通路です。

周囲の状況は、北側は畑、東側は用悪水路、南側は用悪水路、西側は宅地でございました。排水は、南側の側溝を利用するとのことでした。

申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。

以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむをえないのではないかとこの意見の一致をみました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

(なし)

ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。

次に、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

12ページ、番号1番を審議いたします。

現地を調査された福重委員の報告をお願いいたします。

議長 山下

会場

議長 山下

会場

議長 山下

委員	福重	<p>議案第3号、番号1番について報告をいたします。</p> <p>総会資料は14頁から17頁です。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は谷口委員、西江園委員と私福重、事務局から2人が同行いたしました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道町原弓場ケ尾線にあります山田水産うなぎの駅の道路向かいに位置します。</p> <p>転用目的は市道町原弓場ケ尾線の二車線から四車線への道路拡張によりまして家を取り壊し、隣接地に建て替えを行なうためのものがございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は用悪水路です。排水につきまして、敷地の雨水につきましては道路側の排水路に生活排水は合併浄化槽で処理し排水路に流すとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことによりまして、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>

<p>委員 谷口</p>	<p>最初に、14 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された谷口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 4 号、番号 1 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 1 月 9 日、調査委員は西江園委員、福重委員と私、事務局から 2 人同行されました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 18 頁から 20 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所につきましては、安楽小学校から市道安楽線を港方向に 1 キロ程進み、そこから西へ 100 メートルのところにある松崎農機店から南へ 100 メートルの所に位置します。</p> <p>転用目的は一般住宅です。現在借家住まいですが自己の住宅を建築するものでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側は宅地です。排水につきましては、市道側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 2 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福重委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 福重</p>	<p>議案第 4 号、番号 2 番についてご報告いたします。</p>

	<p>総会資料は 21 頁から 23 頁です。</p> <p>調査日は 1 月 9 日、調査委員は谷口委員、西江園委員と私福重、事務局から 2 人が同行いたしました。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市寿〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、有限会社〇〇代表取締役〇〇さん本人でございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道町原弓場ケ尾線を港方向からホームマン方向へ向かいまして宮原葬祭を過ぎた所にありますグリーンロード志布志線と交わる交差点を西へ 50 メートル進んだ右手に位置します。</p> <p>転用目的でございますが、駐車場・資材置場・通路です。</p> <p>道路拡張工事に伴い現在使用している駐車場及び資材置場の敷地が減少し、また、東側からの出入りに制限を受けることとなるため、新たに駐車場、資材置場及び通路を確保するものでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側は公衆用道路、西側は畑でございます。排水につきましては、雨水が隣接地に流失しないように周囲にコンクリートブロックを積みまして敷地内に傾斜を設け南側の公衆用道路の排水路へ流す計画でございます。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は許可できる場合の既存施設の拡張に該当します。</p> <p>以上のことによりまして、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>	
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>委員 西江園</p>	<p>次に、番号3番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された西江園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第4号、番号3番について報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は25頁から27頁になります。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は谷口委員、福重委員と私西江園、事務局同席のもと行ないました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、柳井谷になります。宮崎県串間市に通じます県道112号線を串間方面に向かいまして長岡牧場を過ぎた所から市道にはいりまして柳井谷集落内にあります公民館を過ぎて100メートルのところですか。</p> <p>転用目的は牛舎です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は田、南側は山林、西側も山林です。本件は、始末書付きの案件で、現在牛舎が建っている状況です。</p> <p>平成3年頃に譲受人の親が譲渡人の夫から申請地を借り受けて牛舎を建築し、現在は譲受人が使用していますが、農地転用許可を得ていなかったため、今回の申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は農業用施設に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。報告終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に</p>

	<p>については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>まず、16ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、谷口委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第5号、番号1番について報告いたします。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は西江園委員、福重委員と私と、事務局から2人でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>別紙資料は28ページから30ページです。</p> <p>場所は、志布志郵便局から市道昭和弓場ケ尾線を北へ600メートル程坂を進み登りきったところから南へ100メートルの所に位置します。</p> <p>20年以上耕作されておらず、現在は原野化しており農地への復元はとてできないという状況でありました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
委員 谷口	
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号2番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、西江園委員説明をお願いいたします。</p>
委員 西江園	<p>議案第5号、番号2番について報告いたします。</p> <p>総会資料は31ページから33ページになります。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は谷口委員、福重委員と私西江園と、事務局から2人でした。</p>

		<p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどの串間市に通じます県道岡別府串間線沿いの長岡牧場を過ぎまして市道に入りまして市道から北側の農道に 500 メートル程進んだ所で行きました。</p> <p>現地を見ますとここは周囲を山林に囲まれ日照が確保できず、20 年以上耕作されておらず、現在は原野化しております。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側、西側も山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 3 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、萩迫説明をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>議案第 5 号、番号 3 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は 34 ページから 36 ページになります。</p> <p>調査日は 1 月 9 日、調査委員は立山委員、南委員と私で、事務局から 1 人でした。</p> <p>申請人は、鹿児島市郡山町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、有明町伊崎田山之口に石神診療所がございますがそこから北へ約 300 メートル行った所でございます。</p> <p>確認したところ祖母が 40 年以上前に住宅を建築し、その後、耕作される事なく農地の復元は困難となっております。</p>

		<p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号4番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>議案第5号、番号4番について報告いたします。</p> <p>調査日は1月9日、調査委員は萩迫委員、南委員と私と、事務局から人でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇のさんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙資料は37ページから39ページです。</p> <p>場所は、グリーンロードの野神校区の曾於地区森林組合前より大崎方面へ100メートル行き、右に入っていなり下自治会の公民館から50メートル位行った所の左側方向にあります。</p> <p>この場所は、父が45年以上前に住宅を建築し、その後、耕作されることなく山林化し樹齢30年ぐらいの雑木が茂り復元困難な状況でした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	(異議なし)	
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第8、議案第5号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第6号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。
		事務局の説明をお願いします。
主任主査	中尾	はい、議長。
		それでは、議案第6号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、18ページでございます。
		非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。
		始に、番号1の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		土地は、志布志町帖字三ツ堀6947番畑754㎡でございます。
		申請地は、国道220号線を、志布志から串間方面へ向かい、元天神ドライブイン前からシブシ昭和自動車学校裏の市道283号夏井道線を約120メートル進んだところを右折し、市道三ツ堀号線を南へ約200メートル進んだところの南側の土地でございます。現在、原野化しております。
		続いて、番号2の願出人は、霧島市隼人町住吉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		土地は、志布志町帖字前迫〇〇番 畑570㎡、同じく12517番3 畑1,278㎡でございます。
		申請地は、県道3号日南志布志線を、志布志小学校から約4メートル進んだところにある、たちばな保育園手前にある、吉国建設から、市道横峰線へ進み、北へ約700メートル進んだところの西側の土地でございます。現在、山林化しております。
		現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号1と2を橋口委員、福岡委員、吉野委員で、ご提案いたします。
		以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第9、議案第6号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。 最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。 それでは、議案第7号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。 議案書は、20ページから22ページとなっております。 最初に20ページの総括表についてご説明致します。 公告日は平成30年1月31日で、田が4,150㎡、畑が2,640㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者3人で、売買によるものです。 次に、21ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。 番号1の所有権を移転する者は、宮崎県北諸県郡三股町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、稲作とイチゴの規模拡大を図るということです。 設定面積は、3筆で2,452㎡の田と615㎡の畑で、土地代金は30万円です。移転時期等につきましては、平成30年2月6日を予定しております。 次に番号2の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、露地野菜の規模拡大を図るということです。 設定面積は、2筆で1,381㎡の畑で、土地代金は37万9千800円です。移転時期等につきましては、平成30年2月6日を予定しております。 次に番号3の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移

	<p>転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、露地野菜の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で644㎡の畑で、土地代金は193,200円です。移転時期等につきましては、平成30年2月6日を予定しております。</p> <p>続きまして、22ページをお開きください。</p> <p>番号4の所有権を移転する者は、神奈川県小田原市の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町田之浦の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で1,698㎡の田で、土地代金は30万円です。移転時期等につきましては、平成30年2月5日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
議長 山下	(なし)
会場 議長 山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長 山下	(異議なし)
主幹兼係長 新村	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p> <p>議案第7号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、23頁から52頁となっております。議案書23頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年1月31日で、始期は平成30年2月1日となります。</p> <p>設定期間が、3年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が6万3,696㎡、畑が13万1,722㎡で、樹園地が15万7,344㎡で、合計しますと35万2,762㎡となり、うち更新分は15万4,725㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が52名で、利用権の設定を受けようとする者の数が20名であります。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より3名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、24頁～49頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書50頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成30年1月31日で、始期が平成30年2月1日であります。設定期間は4年3月から4年6月です。</p> <p>地目別の内訳は、田が2,922㎡、畑の2,603㎡です。合計しますと5,525㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は3名であります。</p> <p>詳細につきましては、51頁から52頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第7号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に24ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、橋口委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、橋口委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(橋口委員 退席)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>それでは、24ページ 番号1番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p style="text-align: center;">(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。ここで橋口委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">(橋口委員 入室)</p> <p>次に24ページ、番号2番を審議いたします。</p>

		<p>番号2番は、隈元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、隈元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(隈元委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、24 ページ 番号2番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで隈元委員の入室を許可します。</p> <p>(隈元委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に24 ページ、番号3番から、40 ページ、番号35番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に40 ページ、番号36番と41 ページ、番号37番を審議いたします。</p> <p>番号36番と番号37番は、福岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、福岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(福岡委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、40 ページ、番号36番と41 ページ、番号37番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで福岡委員の入室を許可します。</p>

		(福岡委員 入室)
議長	山下	次に、41 ページ、番号 38 番から、49 ページ、番号 55 番までと、23 ページの総括表を審議いたします。
		これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。
		51 ページ、番号 1 番から、52 ページ、番号 3 番までと、50 ページの総括表を審議いたします。
		これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第 10、議案第 7 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 11、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。
		事務局で説明いたします。
次長兼係長	桑迫	はい議長。
		それでは、議案第 8 号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。
		議案書は54ページとなっています。
		番号 1 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。
		土地は、松山町新橋字山添5378番 1 畑 1,675㎡と、同じく5378番 2 畑2,642㎡の 2 筆です。
		土地の場所は、県道塗木・大隅線から市道仮屋・大谷線に入り、1.3キ

ロメートル進んだところから右折し、市道中村・山添線を東へ300メートルほど進んだ右側にあります。

畑は、現在何も耕作されていませんが、耕運がしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。

番号2番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町新橋字青井面710番2 田で2,775㎡の1筆です。

土地の場所は、番号1番で説明しました市道仮屋・大谷線を更に70メートルほど進み左折し、市道中西・香ノ田線を60メートルほど進んだところから、農道を北へ400メートルほど進んだ右側にあります。

田は、現在何も耕作されていませんが、耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。

番号3番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町伊崎田字稗ノ迫3323番2 畑で1,614㎡ 他3筆5,385㎡と、土光3414番3 畑で2,256㎡ 他2筆3,540㎡、計7筆で12,795㎡です。

土地の場所ですが、稗ノ迫字の畑は、曾於街道の有明大橋から松山方向へ2キロほど進んだところに黄色の点滅信号がありますが、そこから更に字尾方向へ300メートルほど進み、農道を北へ200メートルほど進んだところにあります。

畑は、現在飼料が耕作されています。

土光字の畑は、先ほどの黄色の点滅信号から字尾方向へ800メートルほど進んだ左側にあります。

畑は、現在茶が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、中之内委員と萩迫委員でご提案いたします。

番号4番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町伊崎田字段8750番 畑で3,216㎡です。

		<p>土地の場所は、市道山ノ口・宝永線の伊崎田保育園前から東へ300メートルほど進みますと、市道 山ノ口・末広1号線との交差点があります。そこを右折し南へ400メートルほど進んだ左側にあります。</p> <p>畑は、現在お茶が植えてあります。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、中之内委員と萩迫委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第12、議案第9号、農業委員の辞任に伴う同意についてを議題といたします。事務局で説明いたします。</p>
事務局長	福岡	<p>議案第9号農業委員の辞任に伴う同意についてご説明申し上げます。</p> <p>1月10日付けで、3名の委員から、辞職願が提出されました。</p> <p>内容は、56ページ、別表1から、58ページ、別表3のとおりでございます。</p> <p>これに伴い、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>それでは、農業委員の辞任に伴う同意について審議いたします。</p> <p>最初に、56ページ、別表1の委員について審議いたします。</p> <p>別表1は、西江園委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、西江園委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(西江園委員退席)</p>
議長	山下	<p>これについてなにかご意見ございませんか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますのでお諮りいたします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで西江園委員の入室を許可します。
		(西江園委員入室)
議長	山下	次に、57 ページ、別表 2 の委員について審議いたします。 別表 2 は、福重委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、福重委員には、ここで退席をお願いいたします。
		(福重委員退席)
議長	山下	これについてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますのでお諮りいたします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで福重委員の入室を許可します。
		(福重委員入室)
議長	山下	次に、58 ページ、別表 3 の委員について審議いたします。 別表 3 は、青山委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、青山委員には、ここで退席をお願いいたします。
		(青山委員退席)
議長	山下	これについてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますのでお諮りいたします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで青山委員の入室を許可します。
		(青山委員入室)
議長	山下	よって日程第 12、議案第 9 号、農業委員の辞任に伴う同意については、

同意することに決定いたしました。

3名の皆さま、農業委員会の業務にご尽力いただきありがとうございました。

今後も、ご健康に留意されまして、志布志市発展のために御活躍されますことをお祈りいたします。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦勞様でした。